

北九州市監査公表第16号

令和7年11月17日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	梅	田	久	和
同	鷹	木	研	一郎
同	大久保	無	我	

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査（工事監査）

2 措置を講じた局等

小倉南区役所

八幡西区役所

戸畑区役所

若松区役所

3 監査の期間

令和6年10月21日から令和7年5月22日まで

4 監査公表の時期

令和7年7月29日（令和7年監査公表第11号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 区役所

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア <u>工事費の積算について</u> (小倉南・八幡西区役所まちづくり整備課) [47] 長野横代2号線舗装補修工事 [52] 横代中央公園整備工事 [77] 国道200号(茶屋の原二丁目)舗装補修工事(4-1) 上記3件の工事は、小倉南区及び八幡西区において、道路の舗装補修及び公園の遊具更新を行うものである。 土木工事における工事費の積算は、土木工事標準積算基準書又は土木工事標準積算基準(一括諸経費基準)(以下「土木積算基準等」という。)に基づいて、間接工事費(共通仮設費、現場管理費)は、施工地域を考慮した率の補正や一括諸経費の適用を行うことになっている。 しかしながら、これらの工事は、施工地域を考慮した補正の適用条件である施工地域区分の選択において、地理院地図による人口集中地区(D I D地区)の確認を行わず、誤った施工地域区分による間接工事費の補正又は一括諸経費の算定を行ったため、不適切な積算となっていた。 工事費の積算にあたっては、土木積算基準等を遵守し適正に行われたい。	(小倉南区役所まちづくり整備課) [47] [52] 1 指摘事項が生じた原因 今回の指摘内容は、間接工事費の積算における施工地域区分の選択について、地理院地図による人口集中地区(D I D地区)の確認が十分でなかったことが原因で生じたものである。 2 再発防止策 今後、同様の間違いが生じないように、工事起工時に施工箇所付近の地理院地図等人口集中地区(D I D地区)が確認できる図面を設計図書に添付するとともに、最新版のチェックリストを基に担当者、審査者、設計担当係長による施工地域区分選択の確認を行うこととした。 3 職員への周知 課内の職員に対して、令和7年6月12日に事務改善会議を実施し、指摘内容と改善策について周知を行い、再

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	発防止の徹底を図った。 (八幡西区役所まちづくり整備課) 〔 7 7 〕 1 指摘事項が生じた原因 今回の指摘は、工事発注直前に施工範囲を見直したことで、人口集中地区（D I D 地区）から外れたが、人口集中地区内であるとの思い込みが原因で生じたものである。 2 再発防止策 今後、同様の問題が生じないように、工事発注時のチェックリストにおいて、「地理院地図（人口集中地区）の添付」を追加し、最新版のチェックリストを基に担当者、審査者、設計担当係長による施工地域区分選択の確認を行うこととした。 3 職員への周知 課内の職員に対して、令和 7 年 3 月 4 日に、今回の指摘内容を踏まえた研修を行い、意見交換を行うなど、再発防止策の周知、徹底を図った。

注・・・〔 〕内の数字は、令和 7 年監査公表第 1 1 号の別表 3 本工事抽出一覧表の番号を示す

監 査 の 結 果	措 置 状 況
イ <u>特定建設作業の届出に関する指導の徹底について</u> (八幡西区役所まちづくり整備課) [8 1] 国道 1 9 9 号 (日吉台一丁目) 災害防除工事 本工事は八幡西区において、道路のり面にモルタルを吹付けて保護を行う法面砕工事である。 騒音規制法では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業を行う者は、特定建設作業の実施の届出が義務付けられている。また、市請負工事監督要領において、監督員は、工事の設計図書その他の関係書類を熟知するとともに、受注者に対し適切な指示等を行うことで、工事の適正な施工を確保しなければならないことになっている。 しかしながら、本工事では、騒音規制法で特定建設作業として届出が義務付けられている空気圧縮機を使用した作業を行っていたにもかかわらず、必要な届出がなされていなかった。 工事の監督に際しては、設計図書その他の関係書類により、実施する作業が特定建設作業に該当するか確認を行い、特定建設作業を行う場合には適正に届出を行うよう指導するとともに、履行の確認を徹底されたい。	1 指摘事項が生じた原因 今回の指摘は、本工事において使用した「空気圧縮機」が騒音規制法において、特定建設作業として届け出が義務付けられていることを理解していなかったことが原因で生じたものである。 2 再発防止策 指摘内容を踏まえ、再発防止策として、技術監理局が施工計画書点検チェックリストを改訂するとともに、工事担当部署へ注意喚起の通知を行うこととなった。 3 職員への周知 課内の職員に対して、令和 7 年 3 月 4 日に、今回の指摘内容を踏まえ、騒音・振動の規制に関する研修を行うとともに、請負業者に対して、届出の確認を徹底することとした。

注・・・[] 内の数字は、令和 7 年監査公表第 1 1 号の別表 3 本工事抽出一覧表の番号を示す

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ウ <u>有害物質を含む塗膜くずの処理について</u> （戸畑区役所まちづくり整備課） [9 9] 若戸大橋（上り線）道路照明 灯基礎設置工事（５－２） 本工事は、若戸大橋上り線の道路照明灯の基礎を交換するものである。工事に際し、基礎と干渉する部分の塗装を除去し、塗装の塗替を行っていた。 塗装を除去した際に発生する塗膜くずに鉛などの有害物質が基準値を超えて含まれている場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）により、その塗膜くずは特別管理産業廃棄物とされ、通常の産業廃棄物よりも厳格な管理と処理が求められている。また、土木工事共通仕様書では、塗膜くずなどの建設副産物の処理について、廃棄物処理法を遵守した適正処理方法を施工計画書に記載させることとなっている。 しかしながら、本工事で発生した塗膜くずは特別管理産業廃棄物に該当するものであったが、施工計画書に適正処理方法の記載がなく、保管や運搬が適正に管理されていることを確認できる写真もなかった。 また、市請負工事監督要領では、工事の完成を確認した後に検査要求をすることになっているが、本工事では、塗膜くずの処理が終わっていないにもかかわらず、検査要求の手続を行い、	今回の指摘内容は、変更施工計画書への廃棄物処理に関する記載や保管・運搬状況の写真管理について、双方の理解不足により工事書類に不足が生じ、また工事は未完成であったが、受注者と処分業者との契約締結を確認できたことから、塗膜くずが適正に処理されると判断し、完成検査を受けたものである。 指摘内容を踏まえ、再発防止策として、契約工期内の工事完成を徹底するとともに、工期内の工事完成が困難な場合は、適切な時期に未完成部分の減額変更やその他の対応策を確実に講じることとした。更に、技術監理局及び環境局に働きかけた結果、連名による通知（令和４年３月１６日付け「建設工事に伴って発生する産業廃棄物の適正な処理について（注意喚起）」を令和７年７月２９日付けで再度通知してもらうことで、同様な工事を担当する関係部署へ注意喚起を行った。 職員への周知については、まちづくり整備課の事務改善会議をはじめ、若戸大橋の長寿命化の事業を推進する都市整備局の長寿命化対策課、西部整備事務所工務第二課及び戸畑区まちづく

監 査 の 結 果	措 置 状 況
完成検査を受けていた。 建設副産物の処理については、施工計画書に廃棄物処理法を遵守した適正処理方法を記載させるとともに、履行の確認を徹底されたい。特に、特別管理産業廃棄物については、健康又は生活環境に係る被害を及ぼすおそれがあるため、その管理や処理の確認を厳格に行われたい。	り整備課で構成する若戸大橋長寿命化連絡会議において、関係職員に対し周知徹底を図った。

注・・・[] 内の数字は、令和7年監査公表第11号の別表3 本工事抽出一覧表の番号を示す

監 査 の 結 果	措 置 状 況
エ <u>工事の分割発注について</u> (若松区役所まちづくり整備課) [軽微な工事] 北側資材倉庫移設工事 [軽微な工事] 南側資材倉庫移設工事 上記2件の工事は、若松区役所まちづくり整備課が他局で使用していたプレハブ倉庫2棟を、同課の資材置場に移設したものである。 これらの移設工事は、1棟毎に同一業者と重複した工期で契約を行っており、本来ならば1件にまとめて本工事として執行するべきものを分割し、2件の軽微な工事として発注していた。 軽微な工事の執行要領では、同一時期、同一場所で発注する工事は、通常、同一工事として1件の工事とみなすとし、また、工事の規模からみて、本工事の執行手続により執行すべき工事を、この要領による執行をするために分割して起工してはならないと規定している。 工事の執行にあたっては、関係規定を遵守、事務手続を適正に行われたい。	1 指摘事項が生じた原因 今回の指摘は、担当者の「軽微な工事の執行要領」の分割発注禁止の規定に対する認識不足が原因で生じたものである。 2 再発防止策 今後、同様の間違いが生じないように、①軽微な工事の執行要領を遵守し、分割発注しないよう十分留意する。 また、②どのような場合が分割発注に該当するのか具体例を挙げて分割発注の禁止を業務マニュアルに追記を行った。 3 職員への周知 令和7年6月25日、事務改善会議を開催し、上記①及び②の内容について課内職員に周知を行い、再発防止の徹底を図った。